【ベトナム】2020 年 11 月 23 日付ベトナム知的財産庁通知 No.13822/TB-SHTT における出願人代表者として書類に署名する者の法的地位に関連する一部内容の適用について

2021 年 7 月 20 日
ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、ベトナムの知的財産ニュースについてのお知らせです。

ベトナム知的財産庁は、2021 年 7 月 14 日付で通知第 6959/TB-SHTT 号を発行し、書面に署名する者の出願人代表者としての法的地位に関連する一部内容の適用を案内している。

1. 知的財産権を確立する過程でベトナム知的財産庁への書類に署名する者が、出願人の法定代表者または出願人の法定代表者から権限を与えられた組織に属する者である場合、署名者の法的地位は、出願人の署名および印鑑（ある場合は所定のもの）によって自己確認される。

2. 出願人の代表者は、出願人の前で、また法律の前で以下の責任を負う。
(i) 工業所有権を確立する過程でベトナム知的財産庁に提出する情報および書類の真実性および正確性
(ii) ベトナム知的財産庁とのコミュニケーションにおいて生じた不誠実で不正確な情報の申告および提供に起因するすべての結果および義務

情報公開日
2021 年 7 月 16 日

URL 等
https://www.ipvietnam.gov.vn/vi_VN/web/guest/tin-tuc-su-kien/-/asset_publisher/7xsjBfqhCDAV/content/thong-bao-ve-viec-huong-dan-ap-dung-mot-so-noi-dung-lien-quan-en-tu-cach-phap-ly-cua-nguoi-ky-cac-tai-lieu-voi-danh-nghia-la-ai-dien-cua-chu-on

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。